

令和元年8月28日 開会

令和元年8月28日 閉会

鳥栖地区広域市町村圏組合議会
令和元年8月定例会
会議録

鳥栖地区広域市町村圏組合

1 出席議員氏名

議長 齊藤正治

副議長 品川義則

議員 成富牧男

議員 久保山博幸

議員 中川原豊志

議員 江副康成

議員 西依義規

議員 松石信男

議員 園田邦広

議員 中尾純子

議員 大石安弘

議員 中山五雄

議員 寺崎太彦

2 欠席議員氏名

3 地方自治法第121条による説明職員氏名

管理者	橋本康志
副管理者	松田一也
副管理者	末安伸之
副管理者	武廣勇平
事務局長兼総務課長	岩橋浩一
介護保険課長	緒方守
介護保険課長補佐兼給付係長	有馬秀雄
収納対策室長兼介護保険料係長	中村圭一郎
総務係長	山内一哲
認定係長	黒田小百合
地域支援係長	松枝邦輔

4 議事日程

日程 番号	議案 番号	件 名	摘 要
1		会期決定	
2		会議録署名議員指名	
3		副議長の選挙	
4		諸報告	
5		管理者提案理由説明	
6	8	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	提案理由説明 質疑討論採択
7	9	専決処分事項の承認について	〃
8	10	令和元年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）	〃
9	11	令和元年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
10	12	平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定	〃
11	13	平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算認定	〃

(13:30開会)

齊藤議長

皆様こんにちは。

本日、鳥栖地区広域市町村圏組合告示第500号におきまして、本組合の定例会が招集されました。

ただいま出席人員12名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

それでは議事に入らせていただきます。

齊藤議長

日程に入ります前に、新しく組合議員になられました方を私から紹介させていただきます。

基山町から令和元年5月10日付けで選出され、組合議員に就任されました品川義則議員、松石信男議員、順次ご挨拶をお願いいたします。

品川議員よろしくをお願いいたします。

品川議員

こんにちは、ただいまご紹介いただきました、基山町の品川でございます。

皆様のご指導をいただきながら、頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

松石議員

こんにちは、松石信男でございます。

初めて広域の議会にですね参加させていただきます。

介護保険の問題は、私も73になりまして、自分自身の問題でもあります。

一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

齊藤議長

ありがとうございました。

以上をもちまして新しく組合議員に就任された方のご紹介を終わらせていただきます。

齊藤議長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1、会期決定の件を議題といたします。

会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

齊藤議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第94条の規定により議長において、中川原豊志議員並びに中山五雄議員を指名いたします。

齊藤議長

日程第3、これより副議長選挙を行います。

副議長の選挙方法につきましては、地方自治法、第118条第3項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によるものと決しました。

それでは、指名推選をお願いいたします。

中山議員

議長

齊藤議長

中山議員。

中山議員

本来ならば園田議員が指名推薦されますところ、渋滞で混んでいるということで急遽、私のほうから推進をしたいと思います。

副議長の推薦をさせていただきます。

今まで本組合の副議長は三養基郡議長会会長が務められておりますので、基山町議会議長の品川義則議員を推選したいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

齊藤議長

はい、ありがとうございました。

ただいま副議長の選挙につきましては、中山議員から品川義則議員を推選されました。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

ご異議なしと認めます。

よって品川義則議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、品川義則議員が本席におられますので、告知いたします。

齊藤議長

それでは、副議長就任の承認と挨拶をお願いいたします。

品川副議長

皆様のご尽力の選挙によって副議長に就任となりました。

職務を全うできますように、皆様のご指導いただきながら頑張ってまいろうと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

齊藤議長

おめでとうございます。よろしくお願いいたします。

日程第4、諸報告につきましては、事前に配付いたしておりますので、報告にかえさせていただきます。

齊藤議長

日程第5、管理者提案理由の説明を求めます。

橋本管理者

議長。

齊藤議長

橋本管理者。

橋本管理者

みなさんこんにちは。当組合の8月定例議会にお集まりくださいまして、ありがとうございます。

提案理由の説明を申し上げます前に、この度、当組合の議員に就任いただきました基山町議会の品川議員、松石議員に心からお礼を申し上げます。

当組合で扱う予算、大変大きなものになってきております。ぜひ今後ともよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに令和元年8月鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしまして、令和元年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算、平成30年度一般会計及び介護保険特別会計決算認定など6議案について、ご審議をお願いすることといたしております。

本組合の介護保険を取り巻く状況について申し上げますと、令和元年6月末現在、人口は12万6,377人で、このうち65歳以上の人口は、3万3,400人となっており、高齢化率は26.43%となっております。

要介護認定者数につきましては、5,430人となり、前年同月比で57人、1.1%の増となっております。

また、要介護認定者数の認定者率は、16.08%となっております。介護

サービス利用者数も4,217人となり、要介護認定者数のうち77.7%を占め、65歳以上の被保険者のうち概ね12.6%の方が何らかの介護サービスを利用されている状況でございます。

今年度は第7期介護保険事業計画の2年目の年となります。介護保険を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、計画に基づき、給付適正化や介護予防事業の充実などを図り、介護保険事業の適正かつ安定的な運営に努めてまいり所存でございます。

それでは、提案いたしました議案の概要を申し上げます。

令和元年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算につきましては、平成30年度決算に伴う国、県、各構成市町等への返還金、基金への積立金、などを計上しております。

次に、平成30年度一般会計歳入歳出決算につきましては、

歳入総額1,634万5,356円、

歳出総額1,556万6,016円となっております、

歳入歳出差引額は77万9,340円となっております。

また、平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、

歳入総額94億9,975万6,342円、

歳出総額91億1,163万1,528円となっております、

歳入歳出差引額は3億8,812万4,814円となっております。

その他の議案につきましては、提案理由を記述しておりますので、説明を省略いたします。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては事務局より説明を申しますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

齊藤議長

はい、ありがとうございました。

齊藤議長

日程第6、議案第8号、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩橋事務局長

議長。

齊藤議長

岩橋事務局長。

岩橋事務局長

ただいま議題となりました、議案第8号、佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてをご説明申し上げます。

令和元年8月組合議会定例会議案の2ページをお願いいたします。

この議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体から西佐賀水道企業団を脱退させ、団体数の減少を行うとともに、同組合の退職手当の支給に関する事務及び議会の議員、その他非常勤職員公務災害補償等の、共同事務処理から脱退させるため、佐賀縣市町総合事務組合規約を変更することについて、協議の依頼がございましたので、地方自治法第290条の規定により、組合議会の議決を求めるものでございます。

なお、規約の施行は令和2年4月1日としております。

以上で議案第8号の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

齊藤議長

はい、ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

どなたかございませんでしょうか。

松石議員

はい。

齊藤議長

松石議員。

松石議員

西佐賀水道企業団がですね、今度脱退ということですけど、その理由をですねちょっとお聞きしたいと思います。

岩橋事務局長

議長。

齊藤議長

岩橋事務局長。

岩橋事務局長

西佐賀水道企業団が水道事業を行っておりまして、その分の事業が佐賀西部広域広域水道企業に事務が移るということでございますので、そちらのほうと事業が合併すると、そういう形になりまして、西佐賀水道企業団のほうで脱退ということになったということでございます。

以上でございます。

齊藤議長

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

無いようでございますので、質疑を終わります。

本案は討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第8号について原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び規約の変更については、原案のとおり決しました。

齊藤議長

日程第7、議案第9号、専決処分事項の承認についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

岩橋事務局長

議長。

齊藤議長

岩橋事務局長。

岩橋事務局長

ただいま議題となりました、議案第9号、専決処分事項の承認についてをご説明申し上げます。

8月定例会議案4ページをお願いいたします。

今回の専決処分事項の承認につきましては、介護保険法施行令及び介護保険国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行することとされましたことに伴いまして、鳥栖市地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例につきまして地方自治法第292条の規定において準用する同第179条第1項の規定により、4月1日に専決処分を行ったものでございます。

改正の概要につきましては、平成27年4月から消費税率引き上げに伴う公費投入による低所得者の保険料軽減の仕組みを設けまして、第1段階の被保険者に対し実施してきたところでございます。

今年度から10月の消費税10%への引き上げに合わせて、第1段階の被保険者の軽減を強化するとともに、さらに第2段階及び第3段階の被保険者まで対象者を広げまして、保険料の軽減を行うこととなりました。

具体的には第1段階の被保険者の保険料につきましては、本則では、年額3万4,152円となっておりますが、改正後の条例第4条第6項の規定により、年額2万5,620円、第2段階の保険料につきましては年額4万7,808円に対し、第4条第7項の規定により、年額4万2,685円、第3段階の保険料

につきましては、年額5万1,228円に対し、第4条第8項の規定により、年額4万9,512円にそれぞれ軽減するものでございます。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、当組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

齊藤議長

ただいま提案理由の説明を終わりました。

質疑を行います。

どなたか、ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

はい、無いようでございますので、質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第9号につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、専決処分事項の承認については、原案の通り、決しました。

齊藤議長

日程第8、議案第10号、令和元年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩橋事務局長

議長。

齊藤議長

岩橋事務局長。

岩橋事務局長

ただいま議題となりました、議案第10号、令和元年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

令和元年度予算関係議案書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は平成30年度決算に伴う繰越金の整理等でございます。

運営費負担金並びに低所得者保険料軽減負担金を構成市町、国及び県に返還するためのものがございます。

歳入、歳出予算にそれぞれ77万9,000円を追加し、予算総額をそれぞれ5,052万6,000円としております。

12ページをお願いします。

歳入につきましては、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金に平成30年度一般会計決算の歳入歳出差引額77万9,000円を計上しております。

13ページをお願いします。

歳出につきましては、款1運営費、項1運営費、目1運営費の、節23償還金利子及び割引料に77万9,000円を構成団体負担金返還金として計上をしております。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

齊藤議長

はい、ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

どなたか質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

ありませんか。

無いようでございますので、質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第10号について原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、令和元年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決しました。

齊藤議長

日程第9、議案第11号、令和元年度鳥栖市地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

緒方介護保険課長

議長。

齊藤議長

緒方介護保険課長。

緒方介護保険課長

ただいま議題となりました議案第11号令和元年度鳥栖市広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

予算関係議案の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、介護保険特別会計の平成30年度決算に伴う、繰越金の整理が主なものになります。

歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3億8,812万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ99億9,598万とするものです。

詳細につきましては、18ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

款9繰越金、項1繰越金につきましては、平成30年度決算に伴い計上するものです。

19ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、節3職員手当等の4月の人事異動に伴う管理職手当の減額と、本年度の認定件数の増に伴う職員の時間外勤務手当を、増額するものになります。

節13委託料につきましては、番号連携サーバ保守点検業務委託料等の額の確定に伴うものです。

続きまして、項2介護認定審査会費、目2認定調査等費の節7賃金及び節13委託料につきましては、平成29年度に要支援の更新時期が従来の12カ月から24カ月に延長になったことに伴いまして、全国的に本年度認定件数が増加したため、民間の事業所が業務の委託を一部調整で受けることができなくなったため、嘱託職員で認定調査を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

歳入の繰越金の整理ですが、介護保険料の余剰分を款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金として、また構成団体負担への返還金及び国庫支出金等返還金を款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金として計上しております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

齊藤議長

はい、ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

どなたか質疑ございませんでしょうか。

成富議員

はい。

齊藤議長

成富議員。

成富議員

いや、あの3点。

1点は要望ですけども、3点まとめて、1点目は、20ページの款4、目1介護給付費準備基金積立金についておたずねをいたします。

毎年、毎回のように私言ってるんですけど、積立金の予算計上のあり方について具体的におたずねします。

今のこの予算書を見ればわかりますとおり当初の2,000円から積立金が約2億円に増えております。

それは何故かその増えた理由おたずねします。

それともう1点、大きな2番目は、同じく20ページの款6、目2の先ほど説明のあった償還金ですね、1億8,905万3,000円は、決算のほうでいうと、どの部分の負担金にあたるのか。

その負担金をどの部分を返しているのか、その内訳ですね。

もう一つ、要望まで言っておきますと、第8期の事業計画策定が本格的に始まると思いますが、それに先立って、今すでに実態調査が、始まったのか、終わりののか、実態調査があるはずです。

その実態調査のですね、内容について、議会で、その進捗状況は、その実態調査の内容について、その報告をしていただきたい。

これは要望でございます。

以上3点。

岩橋事務局長

議長。

齊藤議長

岩橋事務局長。

岩橋事務局長

成富議員のご質問にお答えいたします。

まず介護保険給付費準備基金積立金の予算計上についてのご質問でございます。

第1号被保険者の保険料につきましては、予算編成上、保険給付費及び地域支援事業費の支出見込みをベースに対象経費の20%及び調整交付金の差額を計上いたしております。

今回、平成30年度保険給付費及び地域支援事業費が見込み額より減額となりましたので、保険料が余剰することになり、その確定額を積み立てることとしたためでございます。

そして次に償還金についてのご質問でございます。

まず決算書の2ページに介護保険特別会計歳入歳出差引額については、3億8,812万4,814円となっており、同額を繰越金として令和元年度補正予算に計上をいたしております。

支出の項目、款6総支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料の1億8,965万3,000円の内訳についてお答えをいたします。

まず構成団体への返還金につきましては、構成市町合わせて8,715万29円で、決算書37ページをご参照ください。

決算書37ページの款2分担金及び負担金、項1負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金の分が6,898万9,095円となっております。

次に、目2地域支援事業費負担金、これが介護予防・日常生活支援総合事業、節1地域支援事業負担金、介護予防・日常生活支援総合事業についてが297万1,242円。

次に、目3地域支援事業費負担金、介護・予防日常生活総合事業以外の地域支援事業でございます。

節1地域支援事業費負担金、この部分が236万1,411円。

次に、目4事務費負担金、節1事務費負担金が1,282万6,281円。

そして39ページ目でございますけれども、目5低所得利用者助成事業費負担金、節1低所得利用者助成事業費負担金が2,000円となっております。

この返還金につきましては構成市町の負担割合に応じて、ご負担していただいておりますのでございまして、平成30年度決算に伴い返還するものでございます。

次に、国庫支出金等の返還金につきましては、1億250万3,415円、平成30年度の額の確定に伴い介護給付費の合計で9,039万884円。

地域支援事業費合計で1,211万2,531円を返還するものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

緒方介護保険課長

議長。

齊藤議長

緒方介護保険課長。

緒方介護保険課長

第8期事業計画の策定に伴います実態調査の進捗状況等について、お答えをさせていただきます。

令和2年度介護保険特別会計当初予算におきまして、第8期介護保険事業計画の策定関連予算を計上することを予定しております。

高齢者要望等実態調査の結果につきましては、第8期介護保険事業計画の概要とともに、ご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上お答えとさせていただきます。

成富議員

はい。

齊藤議長

成富議員。

成富議員

2番目についてはちょっと、改めてですね。

予算、決算のほうです。

ちょっとばらばらになってますけれども、まとめたらその金額が返還金になりように、返還する分がこれだけの金額になるわけですね、それぞれ市町で。

1年半ぐらいで返ってきてるわけですけども。

努力されてるのはわかりますけれども、こういうのももう少し全体を精査されれば、少しは減ってくるのかなと思いましたので質問をいたしました。

それから3問目は要望についてはもう今言われた通りで結構ですので、ぜひ私たちが、議員が、その要望事項ニーズ、その結果が計画に反映されてるかどうかというのを見きわめたいわけですので、もう出来上がってからじゃなくて、その前に、私たちが見れるということをしたいで申し上げました。

それでは、1問目の分で、ひきつづき質問をいたしますけれども、私の聞き方が悪かったんで、これ以上は質問しませんけど、なぜか増えた理由はそこに書いてあるとおりですね。

保険給付費及び地域支援事業費が今言われた通り、見込みより減額となりましたので、保険料がいろいろすることになった、その分をとということですけども、私が元々聞きたかったのは、なぜ増えたのか、例えば給付費がこういう理由でこうなったとかですね、保険料がこういう形で、こうなったからこうなったみたいなんですよ。

そういうのを、聞きたかったんですけど、それは私が今回聞きたいのは、それもですけども、ずっと言ってきました、何で2,000円から1億何千万になるの。

最初から幾らか当初で上げるべきではないかという、今やから気になったのは、最後のほう聞こえてきたんですけど、その確定額を積み立てることにした。言葉じりみたいですけど、これはその補正でやるし、また、来年2月の補正でもやるわけですね。

だから、必ずしも今は、いわゆる本当にいうと確定じゃないわけですから、それを前提に考えてですね、やはり、当初見込み保険料の見込み額があって、給付額の見込み額があって、そして、まさにさっき言われたようにそのあまった分が、積立金の方にいくという流れになるわけですから、これは私ちょっと気になったのは、この保険料は17%引き上げられたんですね、だから、こういうふうな金額を例えば広げ、利用者の方が見られたら、私はこんなに、あまり言うと言って言うならその2,000円とかは、それを隠すためやなかったのと言われんとも限らん誤解を招くことにつながるわけですね。

ですから、私はこれはやっぱりある程度、さっきおっしゃったように、保険料と保険給付費の差し引きを上げればいいわけですし、ぜひそういう風にしていた

だきたい。

ちょっとこれは、わかればお答えいただきたいんですが、当初予算の金額と、それから事業年度、令和元年、令和2年、3年間、当初の平成30年度の、当初予算、当初予算の保険料と、事業計画にあげた、第1号被保険者負担分の見込み、それは一応イコールになってるのでしょうか。

ていうか別な言い方すると、当初予算の内容をもとに当初予算をつくられたのでしょうか。

岩橋事務局長

議長。

齊藤議長

岩橋事務局長。

岩橋事務局長

当初予算の保険料第1号被保険者保険料につきましては、先ほど申し上げましたように、保険給付費と地域支援事業費の支出見込み額をベースに算出をいたしております。

当初予算編成時点では介護給付費準備基金の取り崩しを含めて、過不足がない状態で予算編成を行っておりますので、当初予算においては、積立金計上はいたしておりません。

結果的に30年度の決算ということで、決算額が確定いたしまして、翌年度の補正予算として繰越金として計上をさせて、その分を積立金として、予算計上させていただき、前年度分の決算確定額を翌年度の予算のほうに計上させていただく、そういうふうな編成をいたしております。

成富議員

はい。

齊藤議長

成富議員。

成富議員

私が調べたところでは、事業年度、平成30年度当初に必要な保険料、つまり第1号被保険者の保険料、平成30年度の額、実際の当初予算額は、違ってるとですね。

これは基本的にはそのまま当初予算に3カ年の第1年度である平成30年度に必要な保険料、第2号、第1号被保険者の保険料をですよ、保険料をそのまま当初予算にあげればいいのではないかと思ってたんですけども、どうも、ちょっとそこんところが違うようです。

私はそこはもうそれ以上詰めませんが、要はですね、何て言いますかね、さっきちょっと言いましたけど、当初予算も確定じゃない、当初予算は当然あとで変わる可能性があるから、例えば、組合議会でも8月補正や2月補正があるわけでしょう。

そういうルールがあるわけですから、極端に言うと、あげ過ぎとったら、今回の補正でさげてもいいし、ゼロになってもいいし。

最後に、それこそ2月なり、決算で次の議案が出てくるわけですから、あまり当初に、いわゆる、頭出しですね、2,000円しか出さないというのはちょっと、余りにも説得力が無いな、と私は思うんですよ。

どっちかの数字がちょっと、嘘って言ったらいかんけど、そうならないと出てこんのじゃないかな。

どっちも見込んどるわけですから、保険料も見込んで、給付費も見込んどるわけですから。

あと、間違えたら、間違えたらということで、繰り返しになりますけど、補正で、それぞれの補正で動かしていけばいいわけでしょう、というふうに思います。

それですよ、当初予算の性格といいますか、基本は、これも一般会計でも何でも一緒だと思うんですけど、できれば当初予算で、すばっと最後まで行かないかんけど、そういうわけにはいかんですよ。いろいろルールが、それと同じように、こちらのこの介護保険組合のこの予算についてもですよ、同じように考えれば、あまりその2,000円にこだわる必要はないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

これが、最後の質問です。

岩橋事務局長

議長。

齊藤議長

岩橋事務局長。

岩橋事務局長

成富議員のご質問にお答えをいたします。

積立金の計上に関しての一定のルールというのは特段設けておりませんが、本組合の運用としては、従来からそういうふうな形で計上させていただいているということがございます。

ただ、県内の他の広域組合もございますので、そちらの予算編成のやり方なりを調査研究した上で、より良い方向に持っていけるように、努めてまいりたいと考えております。

以上です。

松石議員

議長。

齊藤議長

松石議員。

松石議員

もう一件なんですけどね、この基金積立金、非常に気になるわけです。

いろんな考え方見方があると思います。

第8期もですね、今計画しているということもあります。

保険料が上がるのか下がるのかというのがありますが、今度の補正でそうすると積立金の現在高は、決算書と今回の補正を合わせたらしたら、2億8,784万1,000円。というふうに計算したんですが、間違いはないですか。

岩橋事務局長

議長。

齊藤議長

岩橋事務局長。

岩橋事務局長

ちょっとまだ議案のほうは、入っておりませんが、決算書ですね79ページでございますけれども、ここに真ん中ほどに介護給付費準備基金の決算年度末現在高ということでございます。

これが8,937万円となっております。

これに先ほど、補正の中で、補正でも申し上げました。

1億9,847万2,000円を積み上げたものが、今回、議決いただければ、その合計額が基金の準備金となるわけでございます。

以上でございます。

松石議員

議長。

齊藤議長

松石議員。

松石議員

その考え方は言ったんですけども、合計するとですね、さっき言った。

それは計算すれば2億8,784万1,000円と、いうということで確認させてもらっております。

岩橋事務局長

議長。

齊藤議長

岩橋事務局長。

岩橋事務局長

そのとおりでございます。

齊藤議長

ほかにございますか。

中尾議員

議長。

齊藤議長

中尾議員。

中尾議員

一つお聞きしたいんですけども、最初ですね、介護認定審査会で、この認定調査っていうことなんですけど、今現在、認定調査をされる方の数、そしてどういふことをね、要は、要支援1とか2とか要介護とか、いろいろされてるわけでしょ、その方たちがほんとにプロでね、しっかりとなさっているのが、人数とかを教えてくださいほしいんですよ。

緒方介護保険課長

議長。

齊藤議長

緒方介護保険課長。

緒方介護保険課長

認定の調査につきましては、何通りかありまして、認定係に囑託の調査員が7名おります。

あと、在宅の調査員と民間の事業所に委託をする調査員の3通りにわかれているところがございます。

在宅の調査員については、現在9名になっておるところでございます。

中尾議員

委託してる民間は。

緒方介護保険課長

民間につきましては、アールツーエスさんという事業所のほうに委託をしております。そこで調査員を複数名も雇われております。事業所に委託をする調査員に対しては、調査員証を渡しております。

齊藤議長

はい、中尾議員。

中尾議員

あのですね、介護保険の認定をされるっていうことでね。

この方たち大事なことですよね。

こういう人たちがどういったことを項目でされるかっていうことは、皆さんはちゃんと、こんな風に調べてくださいのということで、こちらのね、きちんとされてると思うんです。

ただ、認知症の方とかになってくると、微妙なところでありますよね。

今現在、私も要支援の方とか、一応、いってるんですけどね。

で、今回8月に調査が入って、ひょっとしたらか、なくなるかもしれんとか言ってるね、結局介護、結局今ホームヘルパーさんね。

そこに料理とか、掃除とか週3回、でもそれが1回になるかもしれない、あるいは2回になるかもしれないけど、どうしようっていう、不安がられてる場合があるんですよ。

その中に、ちゃんと項目がねきちんと書いてあって、それを相手の方がわかれば、たしかに自分はこれできるから、減らされてもしょうがないかなとか、こう納得できると思うんですけどね。

そういったところまで、きちんと、利用者の方ですよ、その方たちに説明をしてるかどうか、不安がらせたらだめだっていうことは私言いたいだけなんですよ。

それと、ほんとにねプロというか、見てらっしゃる方たちが、嘱託の方が7名、在宅の方が9名だったでしょうか、民間のほうはアールツーエス、そこに委託してるっていうことですよ。

そういったところの人たちが、何人いてどういったことをやっているかっていうことを、ここでね、ちゃんと把握しとかんとあかんのと違うかなって、思うん

ですね。

これで、今、要支援とか1とか2とかってというのは町のほうにね、委託されているわけでしょうが、もう国がみてくれないわけですから、特に何かそういったところでどんどん削られるっていう可能性がでてきます。

でも本当に困ってる人たちはいる。

それと今度裏腹にね、元気な介護保険を払ってる元気な人たち、その人たちっていうのはどんどん保険料が上がっていくわけですよ。

払わなくても上がっていく、そういったところの問題点っていうのもあるわけですよ。

矛盾っていうよりも使うからお金を余計に払わんといかん、それが理解できるんですけど、そこでその積み立てっていうのを今まで言われましたけど、そこをもう少しね、少しでもいいから、今、利用者の人は利用者として、そして、介護保険を払ってる人たちの分も少し抑えることができるようなね、そういうシステムにしてほしいなあって思います。

数はちゃんと把握していただいたほうがいいと思います。

あとはもう聞きませんので、よろしく願いいたします。

緒方介護保険課長

議長。

齊藤議長

緒方介護保険課長。

緒方介護保険課長

議員ご指摘のように、認定調査を行う際に、在宅調査員と嘱託、民間事業所がありますので、調査員によって調査にばらつきが出ないように、調査員を集めて、認定係の保健師が研修を行ない、平準化を図るような取り組みをさせていただいているところでございます。

また、保険料につきましては、なるべくあがらないように、予防関係に力を入れ、皆様が健康で住みなれた地域で安心した生活がおくれるような体制づくりに心がけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

齊藤議長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

無いようございますので、質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第11号について原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、令和元年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決しました。

齊藤議長

日程第10、議案第12号、平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩橋事務局長

議長。

齊藤議長

岩橋事務局長。

岩橋事務局長

ただいま議題となりました、議案第12号、平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算について、ご説明いたします。

平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合歳入、歳出決算書をお願いいたします。

まず1ページをお願いいたします。

歳入、歳出決算総括表でございます。

上の段でございますが、一般会計の歳入につきましては、調定額、収入済額ともに1,634万5,356円。

歳出は支出済額1,556万6,016円となっております。

歳入歳出差引額につきましては、77万9,340円となっております。

詳細につきましては、27ページから32ページの事項別明細書によりご説明いたします。

まず、27ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

款1分担金及び負担金につきましても、収入済額は運営費負担金といたしまして299万4,000円。

また、低所得者保険料軽減負担金として315万4,000円の合計614万8,000円となっております。

款2国庫支出金、収入済額630万4,770円につきましては、低所得者保険料軽減負担金の国庫負担分となっております。

次に、款3県支出金、収入済額315万2,385円につきましては、低所得者保険料軽減負担金の県負担分となっております。

款4繰入金、1万7,496円につきましては、平成29年度等の低所得者保険料軽減繰出金の精算分として介護保険特別会計から繰り入れたものでございます。

款5繰越金、72万2,705円につきましては、平成29年度から繰り越したものでございます。

次に29ページをお願いいたします。

歳入合計の収入済額につきましては、1,634万5,356円となっております。

31ページ、32ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出につきましては、款1運営費のみでございまして、組合規約に基づく組合の管理運営に関する経費や議会運営、監査委員、情報公開個人情報審査会、出納事務、例規の整備等の経費になっております。

目1運営費の主な歳出についてご説明いたします。

まず、節1報酬につきましては、議員13名及び監査委員2名並びに情報公開個人情報保護審査会5名の報酬でございます。

節2給料は、管理者及び副管理者の給料でございます。

節3職員手当等は、管理職手当及び時間外勤務手当、それぞれ職員1名分でございます。

節11需用費は、条例改正等による例規集の追録代が主なものでございます。

節13委託料は、公平委員会の行政不服審査会を県に委託しているものでございます。

節14使用料及び賃借料は、事務機器賃借料が主なものでございます。

節23償還金利子及び割引料は、平成29年度決算に伴う国、県及び構成市町への返還金でございます。

節28繰出金は、介護保険特別会計の低所得者保険料軽減分の繰出金でございます。

以上歳出の支出総額につきましては1,556万6,016円となっております。

以上、平成30年度一般会計決算についてのご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

齊藤議長

はい、ありがとうございました。

それでは引き続き、決算審査についての報告を求めます。

中山議員（監査委員）

議長。

齊藤議長

中山監査委員。

中山議員（監査委員）

それでは、一般会計の監査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月10日に、平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算審査を行いました。

決算審査につきましては、管理者から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに会計管理者保管の帳票類、その他の関係諸帳簿により、慎重に審査した結果を報告いたします。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、現金出納簿、銀行通帳及び残高証明書等と照合した結果、適正に処理されているものと認めます。

なお、決算書の末尾に決算審査意見書を添付いたしております。

以上、決算審査報告といたします。

よろしく申し上げます。

齊藤議長

はい、ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

どなたか、ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

無いようでございますので、質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定については、原案のとおり決しました。

齊藤議長

日程第11、議案第13号、平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

緒方介護保険課長

議長。

齊藤議長

緒方介護保険課長。

緒方介護保険課長

ただいま議題となりました議案第13号、平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算について説明いたします。

まず、決算書の1ページ目をお願いいたします。

介護保険特別会計分ですが、歳入につきましては、収入済額が94億9,975万6,342円、不納欠損額が838万2,999円、収入未済額が6,347万9,055円となっております。

歳出につきましては、支出済額が91億1,163万1,528円、不用額が2億3,069万6,472円で、予算に対する支出比率が97.5%となっております。

歳入歳出差引額3億8,812万4,814円は、全額令和元年度の繰越金となります。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたします。

37ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

まず、65歳以上の方の介護保険料であります、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料のうち、節1現年度分特別徴収保険料は、年金からの天引きされるもので、節2現年度分普通徴収保険料と合わせた収納率につきましては、99.19%となっております。

節3滞納繰越分普通徴収保険料につきましては、収納率は11.99%となっております。

保険料全体の収納率は97.00%で、前年度の96.56%と比較をいたしまして、0.44ポイント高くなっているところでございます。

款2分担金及び負担金、項1負担金につきましては、構成団体の負担金で、目1介護給付費負担金は、均等割、人口割、保険給付割により負担していただき、目2地域支援事業負担金（介護予防日常生活総合事業）から目5低所得利用者助

成事業費負担金までは、均等割、人口割、高齢者人口割により負担していただいとるところでございます。

次に39ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項1国庫負担分、目1介護給付費負担金につきましては、介護給付費のうち、施設等給付費につきましては15%、それ以外の居宅給付費につきましては20%の負担割合に応じた金額となっております。

項2国庫補助金、目1調整交付金の割合は、介護給付費の5%を基本といたしますが、介護予防給付費財政調整交付金につきましては3.24%、介護予防日常生活支援総合事業財政調整交付金につきましては3.45%となっております。

また、地域支援事業交付金のうち、目2地域支援事業交付金（介護予防日常生活総合事業）につきましては20%、目3地域支援事業交付金（介護予防日常生活総合事業以外の地域支援事業）につきましては38.50%の負担割合となっております。

保険者機能強化推進交付金につきましては、平成30年度より新設された補助金で、市町の事業の進捗に応じまして、交付されるものとなっております。

次に41ページをお願いいたします。

介護保険事業費補助金につきましては、介護保険システム改修費用等に対する補助金となります。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料となっております。

目1介護給付費交付金は、介護給付費の27%、目2地域支援事業支援交付金は、介護予防日常生活支援総合事業が対象となりますが、同じ負担割合は27%となっております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金は介護給付費のうち、施設等給付費については、17.5%、それ以外の居宅給付費につきましては、12.5%の負担割合に応じた金額となっております。

項3県補助金については、地域支援事業交付金のうち目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、12.5%、目2地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）は、19.25%の負担割合となっております。

続きまして43ページをお願いいたします。

款8繰入金、項1基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金につきましては、

保険料の上昇を抑制するために、平成30年度から3カ年の第7期介護保険事業計画期間内に基金を5,000万、計画的に基金を取り崩すものとしております。

平成30年度はそのうちの1,600万を繰入れたものでございます。

項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、低所得者の保険料負担の軽減のため、一般会計より繰り入れるものです。

続きまして47ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、節1報酬のうち主なものは、介護保険運営協議会委員報酬であります。

節3職員手当から節4共済費につきましては、職員25名分の時間外勤務手当が主なものになります。

49ページをお願いいたします。

節13委託料につきましては、介護保険システム維持管理業務委託料、同システムの改修業務委託料等が主なものになります。

節14使用料及び賃借料は、介護保険システム賃借料、番号制度機器等借上料などが主なものとなります。

続きまして51ページをお願いいたします。

項2介護認定審査会費、目1介護認定審査会費は、平成30年度に介護認定審査会を171回開催しております。

これに伴う審査会委員の節1報酬、節9旅費としての出席費用弁償が主なものとなっております。

53ページをお願いいたします。

認定調査等費についてですが、節12役務費として、介護認定審査の時に、主治医意見書が必要で、その手数料が主なものになります。

平成30年度の件数は、4,161件でございます。

節13委託料は、外部委託をした訪問調査委託料が主なもので、平成30年度の件数は、2,686件でございます。

次に、款2保険給付費でございますが、これは、介護保険サービス利用に伴う、保険給付費分で、平成30年度の支出額は、平成29年度より約0.2%増の81億7,077万638円となっております。

そのうち項1介護サービス等諸費につきましては、要介護者の介護保険サービス利用にともなう保険給付費で、平成29年と比較いたしまして1.6%増の、

75億4,611万4,356円となっております。

続きまして55ページをお願いいたします。

項2介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者の介護保険サービス利用に伴う保険給付分で、平成29年度より26.9%減の、2億7,552万4,578円となっております。

減額の理由といたしましては、平成29年度から介護予防日常生活支援総合事業を開始したことに伴いまして、介護予防サービスの一部が、地域支援事業費に移行したことが要因となっております。

続きまして57ページをお願いいたします。

項3高額介護サービス等費につきましては、ひと月当たりの利用者負担が一定額を超えた部分のサービス費として、支給したものでございます。

項4高額医療合算介護サービス等費につきましては、1年あたりで医療と介護の利用者負担が一定額を超えた部分をサービス費として、支給したものでございます。

項5特定入所者介護サービス等費につきましては、施設入所の居住費と食費等が自己負担となっておりますが、低所得者の入所者に対し、負担限度額を超えた部分を給付するものでございます。

続きまして59ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費全体で前年度と比較いたしまして57.1%増の、6億2,586万181円となっております。

増額の理由といたしましては、平成29年度から開始いたしました、総合事業の負担金が約1億2,500万、平成30年度から開始しました生活支援体制整備事業が約3,800万、認知症総合支援事業が約2,000万の増などが主な要因となっております。

項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、節13委託料のうち、事業所委託料につきましては、組合が実施する総合事業の短期集中通所型サービスになります。

構成市町委託料につきましては、市町で行う住民ボランティアによる、通いの場支援などになります。

節19負担金補助及び交付金の介護予防・生活支援サービス事業費負担金につきましては、統合事業に伴う要支援者や事業対象者への保険給に相当する分の負担金が主なものになります。

続きまして61ページをお願いいたします。

項2一般介護予防事業費につきましては、高齢者に対する介護予防事業を実施するためのもので、節13委託料のうち、構成市町への委託料が主なものとなっております。

介護予防教室、運動教室などを実施いたしました。

項3包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費は、地域包括支援センター7カ所の運営業務委託料が主なものでございます。

63ページをお願いいたします。

目2任意事業につきましては、介護あんしん相談員の事業所訪問に対する謝金や構成市町に対する委託料が主なものでございます。

続きまして65ページをお願いいたします。

目3地域ケア会議推進事業費につきましては、地域ケア会議に参加していただく専門職の助言者に対する謝金が主なものでございます。

続きまして、目4在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、在宅医療介護連携推進協議会報酬や、鳥栖三養基医師会に委託しております、医療介護連携推進業務委託料が主なものになります。

続きまして67ページをお願いいたします。

目5生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーターを構成市町及び地域包括支援センター等に配置する委託料が主なものになります。

目6認知症総合支援事業費は、主なものは認知症初期集中支援チーム検討委員会報酬と認知症の専門医に対する謝金になります。

また、委託料としては、認知症やその家族を支援するための、相談業務を担う認知症地域支援推進員を構成市町や地域包括支援センターに配置する委託料になります。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金につきましては、保険料の余剰分を積立っております。

69ページをお願いいたします。

款6諸支出金につきましては、平成29年度分の構成団体負担金返還金および国庫補助金等返還金が主なものでございます。

ページが飛びまして、79ページをお願いいたします。

高額介護サービス費等支払資金貸付基金につきましては、年度中の増減はございません。

介護給付費準備基金につきましては、これは保険料が不足するときに、特別会計に繰り入れを行い、保険料の余剰分と利息を積み立てるものになります。

今年度は1, 240万2, 037円を積み立て、1, 600万を取り崩した結果、平成30年度末残高といたしまして、8, 937万426円になっております。

記載は千円単位になっております

介護保険円滑運営基金につきましては、介護保険事業の円滑な運営のための事務的経費に充てるもので、平成30年度は利息だけの積立となっております。

以上で、特別会計の決算の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

齊藤議長

はい、ありがとうございました。

それでは引き続き、決算審査についての報告を求めます。

中山議員（監査委員）

議長。

齊藤議長

中山監査委員。

中山議員（監査委員）

それでは、介護保険の監査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月10日に、平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算審査を行いました。

決算審査につきましては、管理者から提出されました歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに会計管理者保管の帳票類、その他の関係諸帳簿により、慎重に審査をした結果を報告いたします。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、現金出納簿、銀行通帳及び残高証明書等と照合した結果、適正に処理されているものと認めます。

なお、決算書の末尾に決算審査意見書を添付いたしております。
以上、決算審査報告といたします。
よろしく申し上げます。

齊藤議長

はい、ありがとうございました。
それでは質疑を行います。
どなたかございませんでしょうか。

齊藤議長

はい、成富議員。

成富議員

時間があんまりありませんので、幾つかの質問、予定していた質問は省きますのでよろしく申し上げます。

要望で、いわゆる新しい総合事業っていうのが29年度から入ってきて、今年目、だから私たちとしては先ほど中尾議員からもあったように、具体的に金目がうまくいってるのかなあってこととあわせて、具体的なものがうまくいってるかなっていう、サービス利用がちゃんといってるのか、そしてその利用は、うまく介護度があがらんようにしたり、そういうふうに活かされてるのかなっていうのがありますけど、さっきいろいろ言われて説明の中にもその分少し入ってましたので、今回その分は割愛します。

それについては今後も引き続きですね、金目だけじゃなくて中身のことについて、だんだん遠くなるんですよね、介護保険組合は、利用者から見ると、ワンクッションあるでしょ、各市町があつて、またそこに包括があつてみたり、市町の中では、もうちょっと身近なところがあるようですけど、だからなおさら意識的にアンテナを張っていただいて、お願いいたします。

それと、そういうことで事業者さんの手も結構上がって、サービス量に、サービスを賄う上で、不足はしてないということも、事前の話の中でも聞きましたので、それも省略します。

それでですね、ちょっとただ、今の中で一つだけ質問したいのは、簡単に数字のことですけど、35ページの、介護保険特別会計 歳入歳出決算款別総括表で

すか、総括表の保険料のところです、これは保険料は、当初予算は、さっきもちよっと言いましたけど、間違っていたら訂正してください。

22億4,139万2,000円でいいですか、言いたいのは、それが1回補正で減額されてますよね、そのままきて、その結果、収入比率で言うと、107.2%というふうになって、比較で1億5,598万5,801円、余計に入ったということでもいいんでしょ、何かそこら辺も、普通の予算、財政のありかたとしていかなものかなと思いますので、聞いておきたいと思います。

それが一点、それとあとはですね、予備費が5,000万ありますよね、端的に言うときに言うと

に言うときちょっと大き過ぎらんですかと、例えば、鳥栖市の一般会計予算の予備費がちょうど5,000万円なんですね、もうそろそろ大体平成12年からずっと運営された、介護保険ができて以来、何かあるかわからんという大きなことは、あんまりないと思いますので、そろそろもうちょっと、今までの実績なんかも見ながら、縮小していいんじゃないかというのが、それは質問です。

先ほどと同じで質問です、二つ目の質問です。

それとあと一つ、これも79ページの高額介護サービス費等支払資金貸付基金、今年もゼロです、前年に使われてないということですね。

それで、極端に言うと、これ平成12年以来全然使っていないというふうにお答えを前にいただきましたね、今年もない、そしたら普通こういうのは財政やったら、もう要らんちゃろうもん、切らんねっていうふうな話だと思いますが、そうじゃないからこそずっと続けてあると思うんで、もうちょっと、今までも周知をしておりますとか言われますけど、私はこういうサービスに該当する貸付を受けた、サービスに該当する人には、私風に言うと広く周知してくださいじゃなくて個別に周知すれば、1人とか2人とか上がってくるんじゃないかなと思うんですよ、ですから、これについてはもう一工夫、2工夫、今あそこに入って、ホームページに上げてありますよ、だけどあれだけじゃですね、申請書もあげてあるんですよ、確かに、上げてあるけど、何でもですけど自分がそういう立場ならんと広く周知されたってわからんですよ、そこんところ。

それだけですかね、質問は、以上です。

岩橋事務局長

議長。

齊藤議長

岩橋事務局長。

岩橋事務局長

成富議員のご質問にお答えいたします。

まず保険料の、平成30年度の2月補正でのご質問が最初の分かと思えます。

平成30年度の保険料の当初予算が、22億4,174万4,000円となっております。

2月補正の段階で7,216万7,000円を減額補正をさせていただいてます。

このときの理由といたしましては、保険給付費の減額が見込まれるということで、それに見合ったところで、保険料を減額させていただいておりますけれども、2月の定例会の折に成富議員のほうからそういう予算計上の仕方、実際は保険料が入ってくるのではないかと。

減額であって、準備基金のほうに積み立てをするべきではないかというご指摘をいただいております。

こちらのほうでも、過去の分遡ってですね、どういった事務処理をしていたか調べましたところ、確かに減額せず、基金に積み立てた補正予算を組んできたことがございましたので、今後の減額補正をして、なおかつ保険料の増収が見込まれる場合につきましては、基金への積み立てという形で補正予算を上げたいと考えております。

それともう1点、予備費の方でのご質問でございましたけれども、当組合の定例会につきましては、定例会規則、組合議会定例会規則に2月と8月の年2回行うということになっております。

そのための議案提出の機会が限られております。

そのための保険給付費や地域支援事業費などにおいて、不確定な要素、あるいは予見しがたい予算が不足が生じた場合にも、対応するため、保険給付費相当分について、5,000万円を予備費として、計上をいたしているところです。

議員ご指摘のとおり、5,000万円の予備費というのは、平成14年度から、ずっと5,000万円の計上をさせていただいております。

また予備費として計上することで、年度途中でも追加的な予算が必要となった場合においても基本的に構成市町、構成市町負担金の増額が生じないようにです

ね、そのような形で予備費を組ませていただいております。

平成30年度の介護保険特別会計決算で、保険給付費は約81億7,000万円になっております。

これに対する予備費の割合は、0.62%ということで、当組合といたしましては適正な範囲であると考えております。

ここは、構成市町との関係もございますので、そういったルール作りで、今までやってきているということでございます。

平成29年度でございますけれども、制度改正等ございまして、職員改善加算の前倒しの実施等がございました。

その関係で、保険給付費の大幅な伸びが見込まれるということで、その際、予備費1,241万円から組み替えて補正予算で対応をさせていただいております。

なお、保険給付費につきましては、その財源のうちが、保険料で賄うことになっておりますので、介護給付費準備基金のほうから、その時点で1,005万8,000円を取り崩して充てたということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

緒方介護保険課長

議長。

齊藤議長

緒方介護保険課長。

緒方介護保険課長

成富議員の高額介護サービス貸付基金のご質問についてお答えします。

高額介護サービス貸付基金の対象者といたしましては、介護保険サービスが支給されるまでの間に資金が必要な方で、介護保険の資格を有し、高額介護サービス費の支給を受ける見込みがある方が、保険料の滞納されてないことなどが要件となっております。

貸付につきましては、利用者の自己負担上限を超える高額介護サービス費相当を貸し付けることとなっております。

議員ご指摘のとおり、現在のところ、申請等が行われた実績はございません。

現在、周知の方法といたしましては、ホームページ等で周知を行っております。

が、やはり利用される方等に関しても周知が必要だと考えておりました、個人のプランを作成いたします介護保険の、居宅介護支援事業所に対しての周知も、今まで以上に心がけていきたいというふうに考えております。

また、認定を受けられた時に、ガイドブックを皆さんに配布するんですが、その中でもわかりやすい表示に変えていき、個々の皆様が、この制度についてご理解ができるような、そういう対応に心がけていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

齊藤議長

はい、成富議員。

成富議員

はい、後は要望です。

今について言うと、さっき言ったようにも、その人が特定できるわけだから、その人に、こんな制度があるよ。いらんって言わっしゃたらいらんでいいわけじゃないですか、そんぐらいこまめにね、しっかり、いらんやろうって言うんだったら、ずっと今まで予算措置してきているわけでしょう350万、だからそういう風にして下さい。

それともう一つの分についてはですね、鳥栖市の予算は265億円ぐらいですね、たまたま私も今度の補正を見よって、あらって思ったんですよ、一緒やんって、0にしようとは言わないんですよ、だから、5,000万円を、例えば3,000万円とかされるんじゃないかと、結局今までのがずうっと、そのままきてる部分が幾つかあるんじゃないかと思っておりますので、そういうやつの見直しをしっかりとやっていただいて、忙しいのは、大変なのはわかりますけどよろしく願いします。

以上です。

松石議員

はい。

齊藤議長

はい、松石議員。

松石議員

すいません、時間もですねせまってきておりますので、申しわけないんですが、ちょっと1点だけですね。

ちょっときわまることで、歳入歳出決算事項別明細書61ページの包括支援事業関係ですね、成果の説明書をいただきました、9ページ、10ページですね、包括支援センターの相談状況ということで、そして、そういう具体的な相談件数の内容ですね、これは資料としてあげてます。

それで、基山地区のことでちょっとお尋ねしたいんですが、平成29年度と30年度と比較しますとね、介護予防生活支援サービス事業に関するものが、56%減ってるんですよ、30年度、29年度に比べて、そしたらその他保健医療福祉に関する事が逆にですね、3倍になってる。

そうですね、29年度に比べるとね、この背景、理由わかれば説明ください。

緒方介護保険課長

議長。

齊藤議長

緒方介護保険課長。

緒方介護保険課長

平成29年度に、介護予防生活支援サービス事業に関する分の相談が多かった分につきましては、平成29年度に総合事業等、新しい事業が開始されたことにもないまして、相談件数が増えていったのではないかというふうに推測されるところでございます。

松石議員

後で聞こう。時間がなかけん。

齊藤議長

じゃあ、後ほど。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

無いようでございますので、質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

齊藤議長

ご異議なしと認めます。

よって議案第13号、平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算認定については、原案のとおり決しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、令和元年8月、鳥栖地区広域市町村圏組合、議会定例会を閉会いたします。

大変おつかれでございました。

(15:05 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 齊藤正名

議員 中島五雄

議員 中川原豊志